

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第7回）

- 1 日時 令和4年6月6日（月） 13時30分～15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者
（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
子末 とし子、木邑 康和、森 修、長井 徳雄、桜木 忍、東村 玲子
常廣 正範、平内 真澄
（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実
- 4 副部長（水産）挨拶
- 5 議題
 - （1）諮問事項
 - ・福井県知事管理漁獲量の設定、変更について
 - ・知事許可漁業における制限措置、審査基準等の設定
 - ・知事許可漁業における取扱方針の変更について
 - （2）協議事項
 - ・委員会指示3-1の一部改正について
 - （3）報告事項
 - ・松出シ瀬における漁場利用の承認件数について
 - ・遊漁によるくろまぐろの採捕の制限について
 - （4）その他
- 6 議事録署名委員指名
小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を指名します。本日の議事録署名員は、子末委員と木邑委員をお願いをいたします。
- 7 議 事

小林会長：それでは、諮問事項、福井県知事管理漁獲可能量の設定についてを、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず、説明する前に資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に配付してある資料のうち、資料1及び資料1－参考と右上に記載された書類が今回説明させていただくものとなります。もし不足等あるようでしたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

特になさそうということで、引き続き説明に入らせていただきます。

まず、資料1、1ページ目を御覧ください。

今回、福井県知事管理漁獲可能量の設定を行う対象は、まさば及びごまさば、そしてずわいがに日本海系群A海域となっております。

先日、国から福井県における漁獲可能量が通知されました。今回、国から福井県の知事管理漁獲可能量として提示された数量が、まさば及びごまさばでは現行水準、ずわいがにでは181トンとなっております。

続いて、2ページ目を御覧ください。

まさばとごまさばについては、福井県の沿岸漁業すなわち全ての漁業を対象として、現行水準ということで配分をさせていただきます。

ずわいがににつきましては、福井県の小型機船底びき網漁業への配分として181トンの全てを配分させていただきます。

今回、令和4管理年度福井県知事管理漁獲可能量の設定について、知事より諮問が来ているため、読み上げさせていただきます。

ページは3ページをお願いいたします。

それでは、読ませていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

福井県知事管理漁獲量の設定についての説明は以上となります。

続いて、令和4管理年度知事管理漁獲可能量の変更について説明をさせていただきます。

資料1の4ページ目、5ページ目を御覧ください。

今回、漁獲可能量の変更を行う対象は、くろまぐろとなります。

今年1月に開催された第22期第5回海区調整委員会の中で諮問をさせてい

ただいたくろまぐろの令和4管理年度知事管理漁獲量について、今回変更が生じました。

当初配分として、小型魚22.8トン、大型魚19.1トンとして福井県の漁獲枠が配分されていましたが、今回、4ページにお示ししているとおり、4月に国から漁獲可能量の変更通知があり、これにより小型魚が38.1トン、大型魚が21.4トンと漁獲枠の増加がありました。

また、このときの追加配分量に計算ミスがあったということで、5月に入ってから水産庁から新たに漁獲可能量の変更通知が届きました。それが資料の5ページ目の配分通知となります。

これにより、現在の福井県における知事管理漁獲量は、小型魚で38.7トン、大型魚で21.4トンとなります。

次に、こちらの漁獲可能量の配分についてお話をさせていただきます。

資料6ページ目を御覧ください。

くろまぐろ(小型魚)の配分として、まず県の保留枠を設定させていただき、残りについて34トン进行定置網漁業、0.4トン进行漁船漁業として設定をさせていただきました。

定置網漁業への配分については、割り当てる漁協ごとの定置網の経営体数等を基に決定をさせていただいております。

各漁協への割当てについての詳細は、別添の参考資料を御覧いただきたいと思ひます。

続いて、くろまぐろの大型魚の配分について説明させていただきます。

こちらでも小型魚同様、まず県の保留枠を設定させていただき、残りについて、19.2トン进行定置網漁業、0.1トン进行漁船漁業として配分をさせていただいております。

定置網漁業への配分については、小型魚と同様に、経営体数等を基に設定をさせていただきました。

今回の福井県知事管理漁獲可能量の変更について、知事より諮問が来ているため、読み上げさせていただきます。

ページは、資料1の7ページとなります。

それでは、読み上げさせていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の変更について。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

福井県知事管理漁獲量の変更についての説明は以上となります。

以上で、事務局のほうから諮問事項1についての説明を終了させていただきます。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見、ございませんか。
何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

小林会長：では、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では次に、知事許可漁業または制限措置、審査基準等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：よろしくをお願いいたします。

それでは、知事許可漁業に関する制限措置、審査基準について説明させていただきます。

用いる資料は、右肩に資料2と書いてございますもの、6ページまでございます。

不足などありましたら、申し出ていただけますと幸いです。

ありませんようでしたら、改めて説明に入らせていただきます。

資料2の表紙、1ページを御覧ください。

本議題は、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うため定める必要のある制限措置と審査基準を定めるため、事務局のほうで作成したそれらの案について海区委員会の意見を聞くというものです。

今回、定めるべき漁業は、資料にございますとおり、あまだいこぎ刺し網漁業、べにずわいかにかご漁業、県内船に限る小型いか釣り漁業、こちら3つが対象となります。

令和4年度初めての委員会ということですので、以前何度かさせていただいておりますが、今回は少し御説明させていただきます。

それではまず、2ページ目にあります県知事からの諮問分を朗読いたします。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および許可等をする者を定める審査基準について。

みだしのことについて、福井県漁業調整規則第11条第3項、第5項および第7項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置および審査基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

という諮問です。

続けて、3ページ以降に移ります。

3から5ページがそれぞれ先ほど3つ申し上げました漁業の制限措置の内容で、末尾6ページ、許可の審査基準がそれぞれございます。今回、3ページを例に御説明申し上げます。

3ページの表があまだいこぎ刺し漁業の制限措置です。

使用する漁船の要件であったり、操業区域、漁業の時期、行う者の資格が含まれます。ただ、制限措置の内容で今回変更がございますのは、許可すべき件数のみであって、ほかは従前と変わらぬものとなっております。実質的には、現在の許可の期限切れが近いとため、新しい許可を出すための許可枠、これを設定するものとなります。

あまだいこぎ刺し漁業については、今回、嶺南の分の許可枠を設けるということで、各漁協様への聞き取りの結果を踏まえ、2地域合計で34隻、内訳としましては敦賀が10隻、若狭が24隻の枠を定めることとしております。

なお、嶺北分につきましては、今年頭、1月末の委員会において同様に制限措置を定めており、それに基づく申請の下、新しい許可は既に下りておりますので、今回は枠数がゼロとなっております。

そして、4ページ、5ページはそれぞれべにずわいかにかご漁業、県内の小型いか釣り漁業と続いております。

べにずわいは変わらず1枠、小型いか釣りに関しては名義違いで同一漁船についてそれぞれ許可されていた分や廃業する分などあり、今回は4件減少し、34件となっております。

内容の説明としましては、あまだいこぎ刺しと同様ですので、省略させていただきます。

最後の6ページは、万が一制限措置で定めた許可の枠数以上に申請があった場合、誰を優先して許可を出すかというものを定めるもので、全ての漁業について現在許可を有する者、今、操業されていらっしゃる漁業者の方々が一番に許可を優先されるようになっております。その次に、許可を持っていないけれども、この地域の漁協に所属していらっしゃる方といったように順位が続きます。

以上で、資料2、知事許可漁業に関する制限措置、審査基準の御説明を終了いたします。

御審議のほどよろしくお願いたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問はございませんか。

東村委員：この6ページの審査基準について質問がございます。

2と3の違いというか、これについて説明していただけますでしょうか。

事務局：2と3というのは、(2)と(3)の違いということで。

東村委員：そうです、そうです。

事務局：これは、もちろん漁業協同組合に所属しているというのは確かに同じですが、それぞれ専門といいますか、1年を通して90日を超えて漁業を営んでいらっしゃる漁業者の方に対し、1年に90日以下というところで、それぞれ漁業に対する経営の依存度といいますか、漁業でより重く生計を立てられている方を優先するものであります。

東村委員：ほかの方はもう多分御存じなんだろうと思うので、私からだけの質問になってしまうのですが、これ例えば、準組合員でもよいのでしょうか。

事務局：そうです。先生おっしゃるように、2番というのは水協法上、漁業者というのは90日以上漁業しないといけないので、2番は当然の話です。

3番については、90日以上漁業をしていない方ということで、では誰だというと準組合員ということになります。

東村委員：ありがとうございます。

小林会長：いいですか。

では、ほかにございませんか。

何もございませんか。

(「ありません」の声あり)

小林会長：では、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

では次に、知事許可漁業における取扱方針の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：引き続きよろしく願いいたします。

知事許可漁業に関する制限措置、審査基準、今回はべにずわいかにかご漁業の取扱方針改正について説明させていただきます。

用いる資料は、資料3で、11ページまでございます。

不足などある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、改めて説明に入らせていただきます。

資料3、表紙1ページを御覧ください。

本議題においては、べにずわいかにかご漁業の許可取扱方針の一部改正について御審議をいただきたく思います。

今回の改正の目的としましては、漁業法改正後の状況に取扱方針の内容を合わせるということ、また、昨今の漁業者の経営状態を鑑み、20トン未満での小型漁船にのみ限られていた漁具の制限を撤廃することになります。

ここで一度、2ページ目にございます県知事から当委員会宛ての諮問文を朗読させていただきます。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

べにずわいにかご漁業の許可取扱方針の一部改正について。

別紙のとおり一部内容の制限措置への移行ならびに許可の条件を一部改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

というものです。

詳細な内容の説明に入ります。

資料の3から6ページに本文の改正案が、7から10ページにその改正案を基にした新旧対照表がございますので、御覧ください。

まず、1つ目の漁業法改正の対応について。先の議題において定めさせていただきました制限措置審査基準、これが関係しております。

漁業法の改正前には、取扱方針、この取扱方針に基づき許可証の内容を決めておりましたが、改正後には操業範囲や操業時期などの取扱方針の中身、この一部が漁業法と漁業調整規則に基づく制限措置へ移行いたしました。

先ほどの資料2の4ページがそれに当たります。つまり、取扱方針と制限措置の両方で同じく項目を二重に規定することとなってしまう状況となることから、今回の改正において重複した部分を制限措置に移行したものと削除し、制限措置として次の別表に整理するものであります。

2つ目の許可の条件については、1ページの概要に記載しましたとおり、小型漁船にのみかかっていたかごの連数と個数の制限を撤廃することが改正内容です。

改正案の中でいいますと、5ページの8行目の部分で、ただし書きの下に20トン未満の漁船の漁具が制限されておりました。現在のところ、県内でべにずわいにかご漁業を営んでいらっしゃるの42.67トンという大きな船の大喜丸さんのみですが、船舶検査費用など漁船の維持管理費が経営を圧迫しているということから、19トンの漁船の導入を計画していらっしゃいます。導入後には、取扱方針の漁具の制限によって水揚げが悪化することが想定される。これを防ぐ目的から、このただし書き以下を撤廃すべく県がほかの隣県との調整を行いました。結果として、漁船が変わったとしても従前とかご数が変化しないのであれば、べにずわい資源に与える影響はないと判断され、合意が得られたため、今回の諮問に至ったというような経緯でございます。

また、1つ目として御説明した制限措置への移行とも似ておりますが、許可の条件、先ほどの漁具の制限の上ですね。その辺りにおいて規定していた採捕するべにずわいがにの大きさなどの制限について、こちらはより上位の農林水

産省令というものに規定がございまして、これも二重の規定となっていたため、これも削除することとしたと思います。

省令につきましては、参考として11ページに抜粋した情報を付してございます。

改正概要は以上です。

以上で、資料3、べにずわいかにかご漁業の許可取扱方針の一部改正についての御説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問ありますか。何かございせんか。

事務局：すいません。資料の中に一部誤りがございました。失礼いたしました。

新旧対照表ですね。べにずわいかにかご漁業の許可に関する取扱方針の一部改正に係る新旧対照表、タイトルはこうなっておりますが、表の中、「小型いか釣り漁業」となっておりますが、これは誤りでございます。「べにずわいかにかご漁業」と訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

小林会長：それじゃ、ございせんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：では、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することで異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

小林会長：ありがとうございます。

では、諮問事項については、以上といたします。

それでは、協議事項、委員会指示3-1の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明したいと思います。

説明に用いる資料は、右肩に資料4と書いているものになります。

ページでいうと、6ページまで文字が書いた資料があって、その後ろにホッチキス止めで一体となっている資料4-4ということでカラー写真がついたような1枚ものがついているかと思います。

それでは、説明したいと思います。

資料4の最初の1ページ目について、経緯を含めて御説明させていただきます。

これは、昨年も示させていただいた資料ですが、昨年の中浦地区漁場利用対策協議会から、玄達瀬海域におけるまき餌規制にかかる委員会指示の見直しに関する要望書が出てきております。

そして、昨年6月の委員会でこの要望について皆さんに意見をお聞きしたというような経緯があります。

この要望が出てきたときに、玄達瀬というのは協定を結んで、協定参加者がそこを利用することになっているのですが、その参加者である全ての漁協、遊漁船団体、プレジャーボートの代表者がまき餌釣りの解禁について賛成をしたという状況で昨年お諮りしました。

ただ、この冒頭の紙の中にもありますが、2段落目、「以前に、まき餌規制解除にあたり問題とされた、漁場環境悪化への懸念」という言葉があるとおり、今まで玄達瀬ではまき餌を禁止していた。これを解禁するに当たって、いきなりではなくて、1年間期限を切ってまき餌釣りを解禁して、その後の状況を確認すべきだということで、昨年1年間、まき餌禁止を解禁したような状況になっております。

そこで、今回、1年後の状況を協定参加団体に確認し、水産試験場に環境への影響というものを調査してもらった結果を報告するので、さらに1年間延長するのかなのかということも改めて皆さんに協議いただきたいということです。

それで、今ちょっと説明しましたが、水産試験場が環境への影響について調査したのが資料の4-4になります。

それでは、水産試験場の調査結果の概要を御説明します。

玄達瀬における水中撮影調査というタイトルです。

今回の資料は、1枚の両面になっていますが、実際は写真がさらに何枚かと動画がついて報告されているので、今回は関係するところだけ、最初の1、2ページを抜粋したような形で配付させていただいております。

目的は玄達瀬の海底の状況を確認するというので、方法は、玄達瀬の利用が終了した8月31日に調査船で玄達瀬海域において水中撮影を行ったという内容になっています。

この水中撮影ですけれども、下にあります左側の水中ドローンというのと、右側は水中カメラの下にコマセ籠をつけたもので撮影を行っています。水中ドローンは2回撮影して、水深30メートルと水深40メートル、デジタルカメラのほうは水深20メートルで行いました。

結果ですが、水中ドローンでは1回目は11分、2回目は6分、デジタルカメラは5分間の動画撮影を行っています。

参考画像として、3番、4番ということで下にあります。

先ほど一部抜粋だと言いましたが、あと同じようなものが5番から7番というのにもあったというような形です。

この写真のとおりですが、底質は岩、一部岩の間に砂が堆積している。岩の

上には海藻がたくさん繁茂しているような状況でした。魚はイシガキダイ、イシダイ、ウマヅラハギ、スズメダイ、ホンペラが確認できました。

デジタルカメラの動画では、コマセ籠から出たミンチ状のアミエビにスズメダイが群がる様子が確認できました。

結論ですが、「玄達瀬海域の海底は岩礁域に一部砂が堆積していたが、岩盤上には海藻が大量に繁茂しており、磯焼けのような状況はなかった。アミエビは早い潮流と魚類によって分散、捕食され、堆積するような状況ではなかった」ということでまとめられています。まき餌が海底に堆積しているのではないか、磯焼けのような状態になっているのではないかというようなことが懸念されていたんですけども、現場の海底を見たところ、そういった様子はなかったということです。

続きまして、1年試行した結果、もう一度改めて協定参加団体にトラブルとか新たな問題とかありましたかということで聞き取りを行っています。

その結果、全ての漁協とプレジャーの代表からは、賛成意見について変更はありませんということでしたが、遊漁船業の連合会からは、まき餌解禁に対して錨止めをするということで、ルアーの釣り船がその周辺でしか釣る場所がなくなるというようなことで、まき餌釣りは禁止のままがよいというような意見がありました。

環境への影響は、懸念していた漁場環境の影響は確認できなかった。1年後の状況を聞き取ったところ、遊漁船業の方が、錨止めにおけるルアーの釣りの場所が限られるというところで禁止のままがいいんじゃないかなというような意見もあったということです。

それで、さらにもう1点、資料の4-2というので、資料4-1の1枚めくったところなんですけど、事務局としては去年確認した環境への影響というところは払拭されたのではないかということで、さらに1年延長という案と、もう1点事務的なことですが、釣り漁業と遊漁船業のところに、玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶というのが操業資格になっており、これの提出書面として釣り漁業については漁業無線またはマリンホーンの場合不要。その下に無線従事者免許の写し及び無線局免許状の「写し」が抜けていたので「写し」のほか、設備の装備を確認できる書類ということで修正したいと思っています。

新旧対照表があるんですけども、「写し」以外にもう1点変更するところがありまして、4ページと5ページになりますが、この4ページのところ、真ん中を見ますと、右側には確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶ということで、その提出書面のところに「漁業無線またはマリンホーンの場合は不要」、その次に「アマチュア無線の場合」というのが入っていました。

実際は国際VHFとか様々な陸船間通で通じる機器がありまして、それらについては、「アマチュア無線の場合」以降のことで免許証だったり免許状の写し、設備の装備を確認できる書類で確認していたんですけれども、この提出書面が「アマチュア無線の場合」ということに限定したような書き方になっていましたので、この「アマチュア無線」を外すというようなことで、案として考えています。

まき餌規制解除と事務的な変更の2つのことがあるんですが、まずはまき餌規制解除に当たって、もう1年延長するに当たって反対の意見もありましたので、その辺り協議していただきたいなと思います。

事務局からの説明は以上です。

小林会長：ただいま事務局から説明があり、委員会指示3-1の改正をすることにつきまして事務局案が示されました。遊漁船団体の一部から反対の意見があったようですが、常廣委員さん、何か御意見ございましたらお願いいたします。

常廣委員：すいません。先ほど御紹介いただきました遊漁船の連合会のほうから一言つけ加えてお話しさせていただければと思います。

私どもの連合会のほうの餌のまき餌釣りのことに関しては別に反対ではありません。それは全然問題ないと思います。でも、ちょっと遊漁船のルアー釣りの件に関して、当然、まき餌釣りされるということはくさび打ちをされるんですけども、くさび打ちをしてしまうとルアー船のエリアが狭まってしまうと。玄達瀬の周りでしか遊漁ができない状態になってしまうと。そこら辺をちょっと考慮していただきたい。反対という意味じゃないんですけども、一石を投じる意味でお話をさせていただいているというのが現状です。

やっぱりくさび打ち、アンカー釣りというのは、どうしてもそのエリアの周りに立ち入ることができない。遊漁船としてはその周りを流すことはできないということになりますので、どうしてもエリアが狭くなってしまうと。だからそれはちょっと今後見直していただければということで一石を投じさせていただいた内容です。

餌釣りに関しては別に反対ではありません。それだけ訂正お願いいたします。以上です。

小林会長：ありがとうございます。

平野委員、何かございませんか。

平野委員：ルアー釣りの件なんですけど、これは常廣さんらあれやけど、平成11年頃、やっとなルアー釣りを一部認める。もともと玄達瀬、委員会指示に持っていったのは、ほとんどが錨止め釣りで、船の隻数が期間制限なしで、隻数も多いし、時間も全て期間ものべくまなくやったんやね。多いときには200隻も錨打って並んだりした。それではとても玄達瀬の資源もどんどん減っていった。そし

て、特に専門家が影響を受けた。それで流し釣りしたり、曳き釣りしたり、またまき餌釣りもやっていた遊漁者も、玄達瀬での操業自体がもう不可能になって経営が成り立たない。これではあかんやろうということで錨止め釣りを制限せなあかんと。期間も設けなあかん。まき餌も禁止と。そういうふうにして決めて、隻数を決めて、期間は6月15日から8月15日までと、そういうふうにしたんやね。

それで、ある程度正常化されてきたけれど、委員会指示で規制したその当初からもう流し釣り禁止、そういうことになってたわけですね。遊漁船の流し釣り禁止。それが今度ルアーという新しい漁法がでてきて遊漁船でやりたいと。昔から漁業者もルアー釣りに似たようなテンテン釣りとかがあるが、それもしていなかった。そんな中で遊漁船でルアー釣りを認めてくれんかということになって、流し釣りは禁止やけど、ルアーに限ってだけ解禁しましょうと。ルアーに限って。そして、專業船、漁業者を、漁船の操業を妨げない形で、また錨止め釣りを妨げない形でやりますと。そうするとエリアは、大体水深100メートル辺りが錨止め釣りで、水深150メートル、200メートルから外をルアー船が追っかけ回すという程度のすみ分けで認めましょう、という形で福井県の漁協と遊漁船の団体とも認め合ったわけやね。それでずっと来ていたわけ。

今回のあれが、ルアーについても。期間をなぶるのは、これはやっぱり大きな仕事になる。期間を、例えばルアーの範囲の期間について延ばせとかいうと。ルアーも結構見ると、かなり釣果があるやり方やね。外国みたいに、バス釣りみたいにリリースするとかそういうのでなく、釣れた魚はみんなボックスへ入れて持って帰る。そうすると今度、玄達瀬の100メートル以浅というのはやっぱり、錨止めでも釣れん魚が幾らでもいるわけやろう。イサキや、マハタ、ああいったものも結局、15人なり10人なりのルアー船が乗って行って一斉にやり出したら、結構漁獲圧力が高くなるんでないか。その船がやっていると、今度、專業船が商売にならん。トローリングとかテンテン釣りとか、そういった船も成り立たん。メバル釣りも成り立たん。

ルアーでやればメバルも釣れてまうと思うし、結構漁獲圧力大きいと思うので、そういった期間を広げるとか、エリアをどうかするというのになると、やっぱりこれ協定の見直しということになるので、ここの委員会だけでは決められる問題でない。これはみんなもやっぱり遊漁船連合会が要望書を出して、県に出すなり海区委員会に出すなりして、今度、協定書の見直しを図る段取りになるのかなと。ここでみんなが折り合わんとあかんのやなと思うんですけど。

そういう考えで、僕もずっと玄達瀬のことを携わってきて、中浦のみんなの意見もいろいろ調整しながら来た経過上、そういったことやなと思ってるんですけど。なかなかこれが2か月間、禁止期間つくれたのは、委員会指示によっ

て期間を定められたということは、本当に大きい意味があったと思う。それによってかなり守られてきたなというところがある。

そう思います。私の意見はそういうことです。今回、いきなりは何もできんやろうけど、要望ということでどこかへ出して、また協議会せなあかんのではないか。

常廣委員：そうですね。その手順の方法かともあると思うんですけど。よろしいですか。

船隻数がかなり違うんですよね。餌釣り船の場合、100隻近くあるときはあります。ルアー船の場合は10隻、20隻程度だと思います。人数も確かに違うと思います。餌釣りに関しては4人、5人までだと思いますね。くさびを打って、一定のところにとどまるということですね。まず、餌をまいて釣ると、ルアーで釣るのとでは比較にならないぐらいの漁獲の量が違うと思います。

そこら辺も考慮してというか、新しいものといえば新しいものですが、そこら辺はまた、今回このことで話決まるわけじゃないと思うんですけども、あくまでも意見としては、そう釣れるもんでもないと思います。餌とルアーとではかなり比率があると思います。

平野委員：今の錨止め釣りはほとんど浮魚対象。浮いて泳ぐ魚を対象なんやろ。ほとんどが。根付けの魚ってその割に対象にしてないやろう。

常廣委員：そうですね。

平野委員：お客さんを見てみると、タイとヒラマサとかああいうもん狙いに来てるわけ。

ルアー釣りの元にある決まりも当初から認めあったのは浮き魚が対象。現状見ると、磯でもルアーでアマダイが釣れるとかっていうのをやっている。根付けの魚も。結構あれ、釣り取ってるんでないんかなと。釣り取ってるって、磯も荒れてきてるなという声も聞こえてくる。

常廣委員：それに関しては、いろいろ何隻とか制限かけてもらってもいいと思いますし。

そういったものは今後また、見込んでいただければいいかなと思います。

でも、ちょっと意見としては、くさびを打った船の周りにはもちろん近寄らない。法律では何の規制もないですけども、マナーの一環としてそれは避けています。鷹巣でも三国でもルアー船も増えてきています。船籍数が増えるようであれば、今の玄達瀬の承認許可の隻数を減らせばいいのかなというような認識の下でお話しさせていただきました。

平野委員：いや、僕も参考までに今までの経過を言ったままで。

小林会長：ありがとうございます。

それでは、また、これは要望として、県へ上げて、それからまた。お互いに話し合いをしたらいいんじゃないかなと思います。

常廣委員：分かりました。ありがとうございます。

小林会長：きょうは、これで。

それでは、まき餌制限について1年間延長することの事務局案について……。東村委員：すいません。その点について確認がございます。よろしいでしょうか。

これ、1年に区切ってというか限ってというか、1年間だけでまき餌を認めるということになった発端は、今日欠席だと思いますが、後藤委員が、このまき餌禁止のルールを決めたのが割と直近の、何か月か前ぐらいだったので、1回決めたルールをすぐに変えるのは、ルールに振り回される人も出てきますし、ここで議論して決めているということの重要性が下がるということもあって、そのいろんな議論あってもまき餌の規制解除の必要性はみんな合意するところだったので、そのような流れの中で1年という区切られたように記憶しております。

それで、今回また1年延長ということですが、これそもそもの規制というのは、何年間でしたっけ。4年でしたっけ。次の改正のときにはもう1年ごととかではなくて、もう全部、規制の期間ずっとというのでいいのではないかと私は思うんですけど、ちょっと事実確認のところですね。

事務局：本体の委員会指示3-1になるんですけども、この委員会指示は2年の更新になります。

東村委員：2年なんですね。

事務局：はい。2年の更新になっています。その期限が、2ページの第1のところに、令和4年6月16日から令和5年4月30日まではまき餌の使用を認めると書いてるんですけど、令和5年4月30日というのが3-1の期限になっています。

東村委員：元の。

事務局：はい。元の。元の委員会指示の期限まで、昨年1年間試行して、またその期限まで認めるということで、次は本体の3-1というのをまた改めて、今協定参加者で中身を話し合って、それを基に委員会指示を出すという際に改めてこのまき餌のところが消されるというような流れになるかと思えます。

本体からいきなり消す、昨年の4月に決めて6月に消すんじゃなくて、環境への影響も懸念されてそうになっていたんだから、1年間環境の状況を見ましよう。またさらに1年延長して、環境への影響はなかったということで1年延長して、次はその3-1というのの期限が来たときにそれを、大もとを見直すというような流れになっています。

東村委員：ありがとうございます。

小林会長：いいですか。

東村委員：はい。ありがとうございます。

小林会長：ありがとうございます。

それで、まき餌を1年間延長する事務局案のとおり策定してよろしいでしょ

うか。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

では、協議事項について以上といたします。

それでは、報告事項、松出シ瀬における漁場利用の承認件数について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局から説明をさせていただきます。

今回、松出シ瀬の承認隻数の推移ということで説明をさせていただきます。

説明に用いる資料は、右肩に資料5と記載されたA4の用紙1枚の資料となります。

それでは、説明をさせていただきます。

今回、松出シ瀬の委員会指示に基づきまして、釣り漁業と遊漁に対して漁場利用の承認を行いました。

今回は5月末時点における承認件数について報告をさせていただきます。

まず、釣り漁業の承認件数ですが、現在では、福井県と石川県合わせて120件を上限として承認を行っております。今回、承認を行った船は、福井県で78件、石川県で85件、合計163件の承認を行いました。

続いて、遊漁の承認についてですが、現在、石川県のプレジャーボート協議会に60件、福井県と石川県のプレジャーボート協議会の団体に所属されていない方合わせて80件を上限として承認を行っております。今回、石川県プレジャーボート協議会に対して承認を39件、福井県の遊漁の承認を17件、石川県のプレジャーボート協議会に所属されていない方の承認を40件行いました。

今回の承認では、釣り漁業及び遊漁において枠数の釣果などの問題等は特にございませんでした。

以上で、事務局からの報告を終わらせていただきます。

小林会長：ただいま説明がありました。何か御意見ございませんか。

何もありませんか。

(「なし」の声あり)

小林会長：では次に、遊漁によるくろまぐろ採捕の制限について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：最後の報告事項になります。

資料は、右肩に資料6と書いているものを使って説明したいと思います。

ここに経緯が書いてありますが、遊漁によるくろまぐろの採捕については、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示によって、令和3年6月1日、昨年の6月から以下のことが義務づけられています。

まず第一に、30キロより小さい小型魚は採捕してはいけません。次に、30

キロより大きい大型魚については、採捕したら水産庁に報告しないといけないということになっています。

それ以降、解禁というか遊漁によるくろまぐろの採捕の制限がかかった後、大型魚の水産庁の報告というところですが、この報告が当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となったということで、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあるということで、令和3年7月、委員会指示第67号というものが新たに発出されまして、昨年8月21日から今年の5月31日まで遊漁による大型魚の採捕が禁止されたというような流れになります。

要約すると、小型魚は捕ってはいけない。大型魚は捕ってもいいけど報告が必要。ただ、その報告がすごく多くなったということで、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあるということで、つい先日、5月31日まで大型魚も禁止になったということです。

この5月31日の期限が到来したということで、この6月1日からは以前の通り30キロ未満は駄目です、30キロ以上は報告が必要ですよというような形に戻ったような形になっています。

ただ、これに基づいて、1点変更があります。下の68号の概要のところ、小型魚は捕ったらいけない、大型魚のところ、線引いてるんですけど、前までは1人何匹とかいう決まりがなかったんですけども、この6月1日以降は1人1日当たり1尾のみ許されて、それ以上を採捕した場合については直ちに海中に放流するというような形になっています。

報告の様式にも若干変更がありまして、これまでになかったんですが、遊漁船の情報というのも報告するというような形になっています。

昨年は解禁というか、遊漁で報告を受け付けて、大型魚は捕ってもいいということになっていたのですけれども、すぐに採捕の数が積み上がって、結局8月から禁止という形になったというのもありまして、今年度については期間を定めて長く釣れるような形になっています。期間指定の考え方が書いていますが、今年の6月については10トン、7から8月について10トン、9から10月に10トン、11月から12月に10トンというような形で、6月1日からの採捕数量の累計がおおむね40トンを超えるおそれがある場合には、また3月31日まで禁止するというような形となっています。

解禁して一気に40トン積み上がるのではなくて、小分けして10トン、10トン、10トン、10トンというような形でその都度その都度これがこの期間内にを超えるおそれになったときには、例えば7から8月のときに、7月に10トン行っちゃった場合は8月の末日まで一旦禁止という形になって、また9月から仕切り直しという形のことになっています。

この委員会指示は来年の3月31日までということで裏面に書いています。

この今説明したものですけれども、これは遊漁者と遊漁者に係るものということで、水産庁のホームページにも公開されているんですけれども、遊漁者、遊漁船業者の皆様へということで、右上に6月1日から5年の3月31日までのポスターとしてこれが準備されていま公開されています。

これには今説明したようなことが書かれています。くろまぐろの小型魚は、30キログラム未満は禁止です、30キログラム以上は報告をということで、1人1日1尾までというようなことで、時期ごとに数量を管理して、数量が多い場合は採捕禁止期間を設けますというような形でなっています。

ちなみにどういふような報告をするのかということですが、裏面に参考に載せているんですが、報告はファクスでもメールでもいいんですが、水産庁に直接遊漁者がすることになっています。水産庁のホームページから報告できるようになっていまして、性別とか陸揚げした日だとか魚種名、これはくろまぐろに限った様式ではなくて、いろんな魚種を報告できるようになっているんですが、その様式をくろまぐろにも使っているというような形で、いろんな魚種の報告ができるようになっています。

備考欄に、「くろまぐろを遊漁船を利用して採捕した場合は、下記をご入力ください」という、遊漁船名、登録都道府県名、これが新たに今回から報告事項に追加されたことになっています。

遊漁者の方にもくろまぐろの資源保護に協力してもらおうということで、採捕規制がかかっているということを報告させていただきます。

また、このポスター、リーフレットなんですけれども、近いうちに水産庁からポスターの形で送られてくる予定をしています。遊漁者に情報を届ける方法として、釣り具屋を通じてこのポスター等で周知を図るようなことを考えています。以上です。

小林会長：ただいま事務局から説明がありました。何か御質問ございませんか。

森委員：実際、この福井県の管轄の遊漁船の中で、こんなまぐろを釣ったなんてあるんですか。そういう報告はあるの。

事務局：30キロ以上のまぐろについては、今年度についてはまだ報告はないと思います。直接水産庁に報告が行っているのも、また確認の必要はあるんですけれども、定置とかに入っているのは15キロ、16キロのサイズが多くて、30キロ以上の個体が、まだ6月1週間ですが、釣れたというようなことはないかと思えます。

常廣委員：このまぐろの件なんですけど、遊漁船としては大体の内容は僕は把握しているつもりでおるんですけれども、遊漁船としての報告義務とかっていうのはないという確認は大丈夫ですよね。そのまま遊漁者が報告をすると。これに対する

遊漁船としての報告義務、その他もろもろというのはないというふうにお伺いしていたんですが、それでよろしかったですよね。

事務局：遊漁船業者がくろまぐろの採捕数量の報告をするという必要はありません。ただ、遊漁船には業務主任者という方が乗っているんですけども、その業務主任者は漁場におけるルールというのをお客さんに伝えないといけないということが決まっています。このため、遊漁船の船長、船長と業務主任者は兼任していることが多いんですけど、遊漁船の船長はお客さんに対して、30キロ未満のくろまぐろは釣ったら駄目ですよ、30キロ以上の大型のくろまぐろが釣れた場合は水産庁に報告が必要ですよということを伝える必要はあります。

常廣委員：それと、30キロ未満、微妙なラインというのはあるかと思います。これに関しては1尾1尾やっぱり計量をしないといけないということだと思んですけども。あとは良心に伴って釣るしかないのかなというのは私は思っております。そこら辺は御意見として何かありますか。

事務局：微妙なところは逃がしてやったほうがいいのかと思います。

森委員：遊漁船でも各地区でもあるでしょう。福井もあれば敦賀にもあるし、小浜、美浜、遊漁船連合会は、全部の一括の遊漁船の連絡というのはやっておるんですか。うちらも遊漁船でも2つぐらいあるんですけど、そういう人らは何も知らんというのもおるんです。内容は。遊漁船の代表来とるんやから、やっぱり遊漁船の代表は遊漁船の県下全部に連絡してくれるか、それか県がやっぱり言うてくれるかという感じやけど、そういうのは全然ないんですか。

事務局：県のほうから、遊漁者が報告するんで釣り具屋を通じて周知したいと言ったんですけど、あわせて遊漁船の方にも周知したいと思います。

森委員：それは県がしてくれるんやね。

事務局：はい。県からします。間に、団体に送らせてもらって、会員にお知らせしてもらおうという形になるかと思いますが、ちょっとその辺は検討したい。

森委員：僕らも来て話ししとつても、これはわしらが説明せなあかんのか、県が説明せなあかんか、どっちかやっぱりきちっと。

事務局：漁業者も遊漁船業をすること、兼業している場合もありますので、漁協にも県のほうからお知らせしたいと思います。県のほうから漁協、遊漁船、主な遊漁船業、県が把握している遊漁船団体、そしてそれから遊漁者については釣り具屋さんというような、そういった形で周知したいと思います。

森委員：そうすると、団体がやっとするのは、知らんところはやっぱり分からんということやね。遊漁船でも。新聞見ん限り。

事務局：そうですね。新聞等、情報収集をしてないと。

森委員：いやだから、情報収集しなければ分からんということ。そんなら、規定でもしとつても、いや、わしら知らなんだと言ったら通るわけじゃないんでしょう。

事務局：そうですね。

委員：そしたらやっぱり何らかの連絡方法とか、やっぱり出してもらうか何かしてもらいたいと思います。県が。これをする以上は、お願いします。

事務局：はい、周知が行き届くような方法で行いたいと思います。ありがとうございます。

森委員：はい、お願いします。

長井委員：一旦こうやって決めてあれして、国は広報で載せるやろう。水産庁。県は、県かってそういうのに載せてくれればいい。まずは。

事務局：水産課のホームページにも載せています。

長井委員：そんなもん、ホームページ見る人は見るけど、見ん人は分かん。

事務局：それ以外にも書面で。ポスター今度届くんで、それも利用して各地に広報したいと思います。

長井委員：そういうのもあるんで、お願いします。

森委員：これ、遊漁船の枠というのはないんかのう。

事務局：漁業みたいに都道府県に対する枠はないんですけれども、全国で40トンとというような形になっています。

森委員：これ報告なかったら、何ぼ釣ってもいいということか。

長井委員：そういうことや。

平野委員：隠れてやったら違法やでさ。

長井委員：ちゃんと漁協で管理してる漁協は。

森委員：2人か3人でやっ取るもんは知らんから。

平野委員：10キロオーバーしたって怒られなあかんのやで、写真撮らなあかんのやっで。遊漁船は写真撮らねば分かんかのやで。それはおかしいと思うよ。

長井委員：それはちょっとおかしい。

小林会長：分かりましたか。

ほかにございませんか。

常廣委員：すいません。ちょっとお聞きしたいことがありまして。またもう一つ、1点お願いします。

今、遊漁者枠での全国統一での枠があるかと思うんですが、この遊漁者、遊漁船と限らず、遊漁者、釣った方が結局、そんなん100キロ近くものまぐろをさばけないと。どうしたらいいんだらうということの御意見も伺うときがあるんです。私どものお客さんでもですね。そういったものでは、市場に持っていったりとか、魚屋さんに持っていったらいいのかなということをおっしゃったんですよね。僕は不確実なことはちょっと回答できなかったもので、それなりにまた聞いときますという程度でとどめてるんですけども、そういった場合にはどういうふうな扱いになるのか。ちょっと御参考までにお答えいただければ

と思います。

森委員：市場水揚げしたっていいわけやろう。

常廣委員：いいと思いますよ。だから、そうやって受け入れてくれるところがあるんであればそれがいいと思うんですけど。それが遊漁者の管理枠なのか、漁業者ではないんで。

平野委員：それは遊漁者が、私は報告します、だからこのルールに乗って市場へ上場しますって言えば、市場はほんなもん、持ってくるなどは言われぬ。断られぬので。

常廣委員：そうですね。だから、そこは枠組みが、どういうふうにしたらいいのかなというのは遊漁者の方からの御意見を伺っていることがあります。何か御参考になる程度のことがあれば、それをまた説明したいとは思いますが。

事務局：販売自体するのが目的ならば漁業かなと思いますので、食べたり処理できないのなら逃がしてもらえばいいのかなと。無理して食べなくてもという話で。

東村委員：くろまぐろの漁業のこの厳しい管理が始まったときに、水産庁の水産政策審議会のくろまぐろの部会の委員を務めていたので、ある程度当初の状況は把握しているつもりですので、少々発言させていただきます。

先ほどの釣り上げて、これ保持してはいけませんので、この人が、釣った人が30キロ以上のものを釣った人が海へ戻ってしまった場合、それはそもそもが資源保護のためですので、それは報告は必要ない。それを販売するために繰り返し繰り返ししているのが漁業ですし、そのためには今はくろまぐろは承認制ですので、漁業者としては承認もなしにできない。となると、その人は遊漁者であるというふうに分類されるかと。これは私の何となく、うんうんと言ってくださってありがたいですが、私の理解です。

その人が、100キロのマグロを食べようが、その人は遊漁として釣り上げたものでしたら、その人の責任で水産庁に報告しなければならないんですね。悪い人はどこにでもいて、こっそり逃がしたとか、何か分からないようにしちゃったとかいます。でも、泥棒を捕まえるためにやっているところへ遊漁者の人がどんどん厳しくなってしまうということをやはり自覚していただいて、くろまぐろ資源も何か実は本当に増えていっているらしいという話もありますけれども、国際的な取決めで決まってくるものなので、日本独りで決められないという中で皆さん漁業者の方も、もちろん遊漁者の方も規則を守ってするのが後々のためにはいいということをお理解いただくような、私は別に漁業者の代表ではなくて、一応学識委員なので、そういうふうな感じで始まった制度ですので、今回の常廣委員の御質問に、私のほうでお答えするとすれば、釣った人が報告しなさいということになります。いかがでしょうか。

常廣委員：いや、もちろんそうなんですよ。報告義務はもちろん発生するんですが、釣

った魚を自分のところで食べ切れないと。目的は釣ることなんですけども、その処分というかですね、それをどうしたらいいのかというお客さんもいるんです。キャッチアンドリリースで、もちろん採捕したときにリリースしていただければ、リリースしていただければ問題はないと思うんです。でも、ちょっと持って帰ろうと思ったけど食べ切れなくて売っちゃおうかというのも出てくると思うんですよね。そういったお問合せも私どものほうに電話をいただいていることもあります。それを市場とか仲買さんとか、そういうところに卸してもいいものなのかということなんですけど。

東村委員：ごめんなさい。流通の専門家ではないので、その辺は回答ができません。

平野委員：組合通せば販売手数料というのがちゃんと取られるんやろう。何%か。

事務局：その辺に関しましては、海区調整委員会の議論ではなくなってしまうので、市場関係者、荷受けの方とか魚屋さんとかちょっと相談してくださいという程度で御回答いただければと思います。

常廣委員：分かりました。すいません、どうも。

小林会長：ほかに何かありませんか。

何もなければ、その他に入りたいと思いますが、ありませんか。

(「はい」の声あり)

小林会長：事務局からお願いします。

事務局：すいません。ちょっと事務局から1つお話をさせていただきます。

皆様の今お手元に資料を配付させていただいたんですけども、その中に資料とは別で全漁調連会報というものが1部入っているかと思うんですけども、御確認いただけるでしょうか。

こちらについてですけれども、全国海区漁業調整委員会連合会というところがありまして、そちらから各海区委員会の委員の方々へこちらを配付いたしますということで先日送付されまして、今回この場をお借りして資料とあわせて送付をさせていただきました。

本日、こちらの内容について特段説明をさせていただく予定などは持っていなかったんですけども、お時間のある際にできれば一読いただければと思います。

事務局からは以上となります。

事務局：補足させていただきます。

今ほどの会報の中の2ページに、昨年の委員会でも表彰させていただきましたが、70周年記念の農林水産大臣・水産庁長官表彰ということで、福井海区からは一番下の行ですけれども、斎藤委員、平野委員、小林委員、東村委員、藤田委員、岸田委員に対して水産庁長官表彰ということで表彰させていただいております。

それと、ページめくっていただいて6ページですが、ここに書いてあるのは日本海区ブロック会議ですね。日本海区として国に対する要望ということで、一番上の段のローマ数字の6ですね。海洋性レジャーとの調整についてということで、福井海区漁業調整委員会のほうから意見を出しましたけれども、ほかの山形海区から下の、南は山口県、日本海海区と連名で要望書を提出させていただいておりますということを報告させていただきます。

以上です。

小林会長：ほかに何かございませんか。

（「ありません」の声あり）

小林会長：何もなければ、これで会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。